市道川入 18 号線用地測量業務委託　特記仕様書

本業務の施行に当たっては、岡山市調査，設計，測量業務等共通仕様書に対する下記の特記及び追加事項に従い業務を履行しなければならない。

１　履行期限を厳守すること。

２　受注者は、契約締結後速やかに着手するとともに、着手前までに工程表、主任技術者及び照査技術者の通知を行い、承認を得ること。

なお、市担当監督員から作業実施計画書提出の指示があった場合、速やかに提出すること。

３　作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。

４　本作業中において疑義を生じたときは、計画機関と受注者との協議のうえ決定する。

５　業務計画書

（１）受注者は、着手までに業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

６　電子納品

（１）本業務は、電子納品対象業務とする。

（２）成果品は、岡山県電子納品ガイドライン(案)【業務委託編】(以下「ガイドライン」という。）に準拠して作成すること。なお、ガイドラインに対応できない項目及び特に記載がない項目については、監督員と協議のうえ決定すること。

（３）業務の着手前及び納品検査前に、ガイドラインに基づく協議を行うものとし、受発注者間で必要な合意を図るものとする。

（４）電子成果品は、電子化対象部分の成果品を格納した「電子媒体」と、電子化対象外部分及び署名押印が必要な提出書類等を簡易加除式ファイルに綴じた「紙成果」に取りまとめて、正副各１部を提出すること。

簡易報告書は、電子化対象成果及び電子化対象外成果を含め全てを「紙」に印刷した成果品を、簡易加除式ファイルに綴じたもの１部を提出すること。なお、この場合の図面は原寸版と縮小版（Ａ３）で印刷したもの各１部を提出すること。

（５）電子納品にあたっては、電子納品データのフォルダ構成、管理項目、ファイル名などのガイドラインとの整合性をチェックプログラム（岡山県電子納品チェックシステム）により確認し、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

なお、岡山県電子納品チェックシステムは下記のホームページでダウンロードできます。

http://www.pref.okayama.jp/page/584683.html

７　各種図面のファイル化について

（１）各種図面（平面図、縦断図、標準断面図、横断面図、構造図、用地図（公図含む）等）は電子フ

ァイル化して提出のこと。

（２）受注者がＣＡＤソフトを利用する場合は以下によること。

１）使用のＣＡＤソフト名及びそのバージョンを記載して提出のこと。

２）ＣＡＤソフトはＳＸＦレベル２に対応しているものを使用すること。（可能な範囲）

（３）記録媒体は、ＣＤ－Ｒの使用を原則とするが、他の記録媒体による場合は監督員と協議すること。

（４）記録媒体のフォーマット形式については監督員と協議すること。

（５）提出する記録ファイルについて、納品前に以下の通りウイルスチェックを行うこと。（格納された全てのファイルについて実施）

１）市場性のある（シェアの高い）ソフトにより、かつ、最新のウイルスチェックデータに基づいて（チェック前に最新データを取り込んだ後）ウイルスチェックを行い、安全性を確実に確保すること。

２）ウイルスチェックしたソフト名及びその日付、ウイルスチェック者の氏名を別途記載し提出すること。

８　委託業務チェックリストの実施について

岡山市委託業務チェックリスト運用要領に基づき照査すること。

岡山市委託業務チェックリスト運用要領及び様式は下記のホームページで入手できます。

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032666.html

９　変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。

変更後業務委託料

$$= \left(\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}\right) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

１０　ウィークリースタンスの推進

（１）本業務は、ウィークリースタンス（受発注者間で設計業務等の業務環境を改善し１週間における就業環境改善の取組）の対象業務であるため、以下の①～⑨について受発注者の協力のもと取組むものとする。

① 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。

② ノー残業デー（水曜日）は、勤務時間外の依頼及び１６時以降に打合せはしない。

③ ノー残業デー（水曜日）に資料作成の依頼を行う場合は、翌日（木曜日）を期限日としない。

④ 金曜日（休前日）に新たな依頼をしない。

⑤ 資料作成等作業依頼を正規の勤務時間以外には行わない。

⑥ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。

⑦ 昼休みや午後５時以降開始の打合せをしない。

⑧ 作業内容に見合った作業期間を確保する。（休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう配慮する。）

⑨ その他、任意に設定。

（２）ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時)」を基に決定する。取組期間については，初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。

（３）受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

（４）成果物納入時の打合せにおいて，実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し，「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果)」に記入し打合せ記録簿で提出し，共有する。

なお､「ウィークリースタンス推進チェックシート」の様式は下記のホームページで入手できます。

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028872.html

１１　配置技術者に求める技術資格等

測量業務共通仕様書第９条第３項を次のとおり置き換える。

主任技術者は、土地調査部門に係る補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は土地調査部門に係る補償業務に関し７年以上の実務経験を有する者であり、日本語に堪能でなければならない。

なお、土地調査部門の業務内容は、土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務とし、対象業務は、用地測量（測量法第３条に規定する測量は除く）及び用地調査とする。敷地調査、境界杭打設、道路台帳作成、土地区画整理事業の実施に伴う測量、不動産鑑定に伴う土地調査、不動産の表示に関する登記に伴う測量・境界確認業務等は、補償業務に該当しない。

また、７年以上の実務経験の期間の算定は、当該部門に係る起業者である発注者から直接に受託または請け負った補償業務について、その契約期間のうち、直接従事した期間を個別に積み上げて行うものとする。同じ期間に重複する契約がある場合は、実務経験の期間に重複して計上することはできない。この場合において、１年は１２カ月、３６５日として算定する。